

第2章

計画の基本的事項

第2章では、計画策定の目的や位置づけ、対象となる温室効果ガス、計画期間等の基本的事項を定めています。

第2章

計画の基本的事項

1 計画の目的

「第2次徳島市地球温暖化対策推進計画」（以下「本計画」という。）は、徳島市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・市等の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、2010年12月に策定した「第2次徳島市環境基本計画」で定める4つの基本目標の1つ「資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち」の実現に向けた、地球環境分野での個別計画として位置づけるものです。

また、地球温暖化対策推進法第20条の3に規定される、区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を進めるための計画（地方公共団体実行計画「区域施策編」）となるもので、2007年3月に策定した「徳島市地球温暖化対策推進計画」を引き継ぐものです。

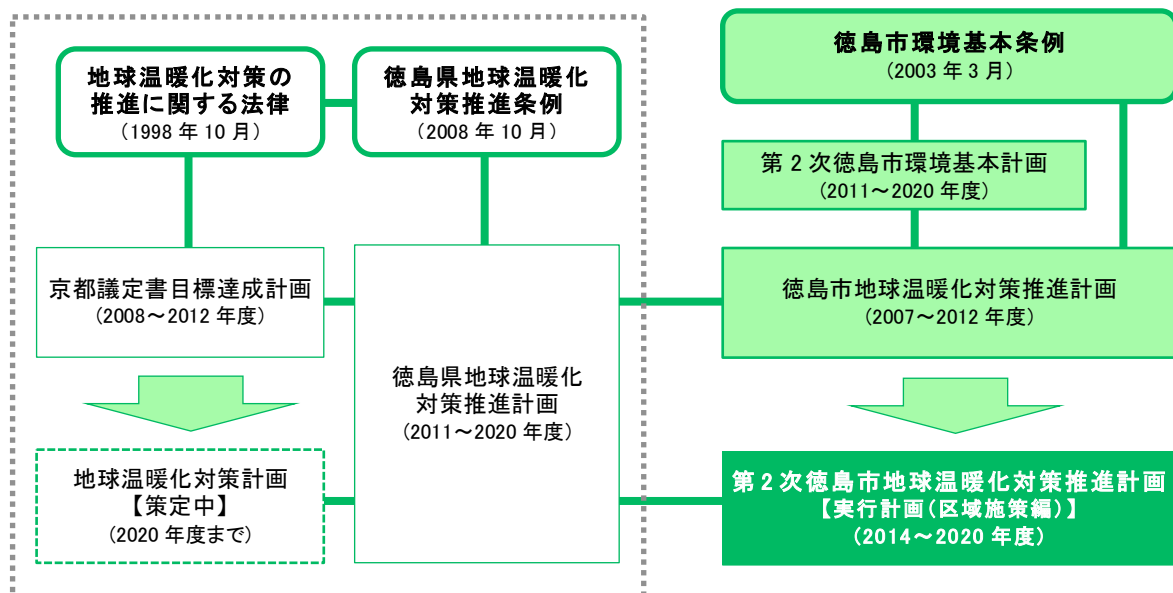


図 2-1 本計画の位置づけ

3 計画の対象

(1) 対象となる温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で対象としている次の6物質とします。(人為的に排出されるものに限りです。)

表 2-1 温室効果ガスの種類

温室効果ガス		地球温暖化係数	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用(火力発電所によるもの)等において発生。
	非エネルギー起源	1	セメント製造などの工業プロセスや廃棄物の焼却処理等において発生。
メタン(CH ₄)		21	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立等において発生。
一酸化二窒素(N ₂ O)		310	燃料の燃焼や農業活動において発生。
代替フロン等3ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	140 ~ 1,170	冷蔵庫・エアコンの冷媒、断熱発泡剤等に使用。
	パーフルオロカーボン類(PFC)	6,500 ~ 9,200	半導体等製造において使用。
	六フッ化硫黄(SF ₆)	23,900	電気絶縁ガスや半導体等製造において使用。

※地球温暖化係数:各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの。

また、2015年度以降は、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(2013年5月24日公布)により新たに対象となった「三フッ化窒素」(NF₃)を追加します。

(2) 対象の地域

対象とする地域は、徳島市全域とします。

なお、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要になるため、周辺自治体との連携も視野に入れたものとします。

(3) 計画の期間

計画の期間は、第2次徳島市環境基本計画や、国の地球温暖化対策計画の目標年度と整合を図るため、2014年度から2020年度までの7年間とします。

(4) 基準年度と現況年度

削減目標を設定するための基準年度については、日本が参加している気候変動枠組条約において、温室効果ガス排出量の目標水準として定められている **1990** 年度とします。

また、温室効果ガス排出量の実態を把握するための現況年度については、排出量の算定に必要な統計データが確定し、公表されるまでに約 **3~4** 年間必要となることから、**2009** 年度としています。